

◎ 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号）の一部を次のように改正し、2023 年 3 月 18 日から施行する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(割引率)</p> <p>第 6 条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5 割とします。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしません。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(割引率)</p> <p>第 6 条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5 割とします。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしません。</p> <p><u>2 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。）第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合にあっては、その合計額に対して前項の割引率を適用します。</u></p> <p>(以下略)</p>